

盗聴器に関連する法律改正案

于一ムA PM12G011 藤澤鮎美
PM10E001 赤松大輔

目次

1. 盗聴の定義
2. 盗聴の実態
3. 海外の事例
4. 法律改正の趣旨
5. 具体的な改正案
6. 法律改正が与える影響

1. 盗聴の定義

➤ 一般的な定義

盗聴とは、会話や通信などを、当人らに知られないようにそれらが発する音や声をひそかに聴取・録音する行為。通信・会話傍受ともいう。

➤ 刑事訴訟法

第二百二十二条の二

通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

➤ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

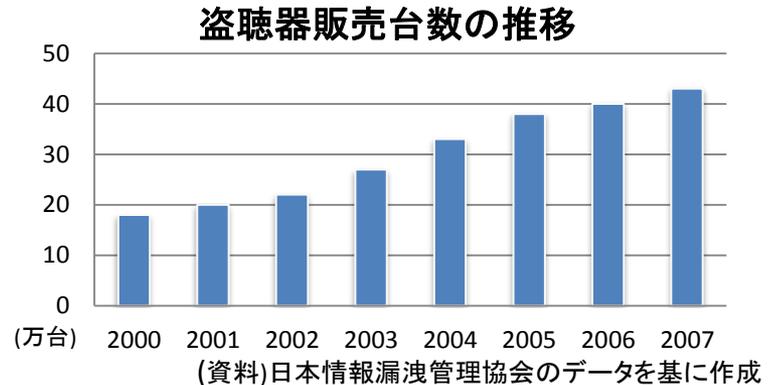
第二条(定義)

「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

2. 盗聴の実態：被害

➤ 盗聴器販売台数

盗聴器の販売台数は、年間40万台以上に上る。



➤ 盗聴被害件数

盗聴自体が違法ではないため、被害件数は把握されていない。
検挙数は年数十件程度と言われ、販売台数に対し、非常に少ない。

➤ 被害例

・概要

被害者女性は、自ら盗聴器を発見し、その後毎日怯えている生活を送っていた。
被害者の女性とは5年前に同じ職場で知り合った。
被疑者が女性宅に侵入したのは計7回で、当該事件で7回目での逮捕となった。

・公判

平成18年10月3日に横浜地方裁判所で初公判が行われました。
罪名 住居侵入 求刑 懲役1年2ヶ月

・判決

平成18年10月10日に横浜地方裁判所で判決が出された。
懲役1年 執行猶予3年

2. 盗聴の実態：盗聴の目的

本来、盗聴器は防犯・いじめ調査等の理由で開発されたが、実際は以下のような目的で使用される場合が多い。

	個人	企業・法人
主な目的	<ul style="list-style-type: none">・恋愛・結婚・離婚トラブルにまつわる情報収集・財産相続等の金銭トラブルにまつわる情報収集・浮気調査・ゆすり・恐喝目的・ストーカーによる嫌がらせ・空き巣狙い など	<ul style="list-style-type: none">・企業買収のための情報収集・資金・資産運用等の情報・経営戦略等の機密情報・新製品等の開発情報・取引情報・顧客情報・派閥間争いによる情報収集・リストラ等による怨恨 など
設置場所	<ul style="list-style-type: none">・コンセント内部・外部・電化製品内部・照明器具・プレゼントものの中・ドアポスト・パソコンまわり・電話回線・電話機 など	<ul style="list-style-type: none">・役員室・会議室・開発担当部署・営業担当部署・電話回線・電話機 など

出典：株式会社シップHP



必ずしも、通信の当事者の同意を得ずに盗聴器を開設(設置)する理由はない。

2. 盗聴の実態：盗聴器の違法性/適法性

	行為	適法性	罪名
盗聴前	断りなく他人の住居への侵入	×	住居侵入罪
	有線通信(固定電話など)の盗聴	×	有線電気通信法違反 電気通信事業法違反
	断りなく盗聴器に電気を供給(コンセント型盗聴器など)	×	窃盗罪(盗電)
	使用を禁止されている周波数を使用する盗聴器	×	電波法違反
	制限を超えた電波出力を発生する盗聴器	×	電波法違反
	上記以外のすべて たとえば上記の裏を考えるとこうなる • 出入りの許可がおりている建物に • 固定電話盗聴器以外のもの • 電池式のもの • 禁止されていない周波を用いるもの • 制限内の電波を出力するもの	○	-
盗聴中	すべて	○	-
盗聴後	特定の相手方への無線通信を傍受し、知りえた事実を他者に漏らす	×	電波法違反
	付きまとい	×	ストーカー規制法違反
	上記以外	○	-

3. 海外の事例①

➤ アメリカの例

◎アメリカでは一般人の盗聴器の購入を制限

盗聴器は法律的に認められた有資格者(探偵士)のみが扱える様になっている。



輸出入の禁止はもちろん、カタログさえ一般人には手にする事が出来ない様、法律で厳しく規制。

参考:株式会社ティー・アール・エスHP

3. 海外の事例②

➤ 韓国と台湾の例

◎韓国では盗聴器の製造及び盗聴行為を厳しく取り締まる

通信秘密保護法第17条(罰則)1993年12月施行

第10条第1項の規定に違反して、許可を得ず感聴設備を製造・輸入・販売・配布・所持・使用する、またはその広告をした者は5年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。

こういった背景から韓国では表立って製造する業者が存在せず、盗聴器発見業者自体も、韓国政府から認可を受けている。

◎台湾では盗聴器の製造・販売及び盗聴行為が法律で規制

中華民国 刑法第28章 第315条の1

『秘密妨害罪』

3年以下の懲役または3万台湾ドル以下の罰金に処する。但し、政府から許可を取っている業者は盗聴器の製造・販売が許されている。政府の許可が必要な為、販売業者は日本と比べると極端に少ない。販売方法としてはインターネットや店舗販売だが、店舗を持って販売している業者は台湾では一社のみ。

参考:株式会社ティー・アール・エスHP

4. 法律改正の趣旨

盗聴による被害

- 盗聴器の販売台数は年間40万台以上に上るが、検挙数は非常に少ない。
- 被害者には、長期にわたり精神的な影響が残る。

適法の範囲

- 盗聴器の設置に際し、住居侵入罪に問われることがある。
- 盗聴で得た情報を他人に漏洩すれば電波法、付きまといをすればストーカー規制法で取り締まることができる。

課題

- 誰でも盗聴器の使用を容易に出来てしまう。
- 一定の周波数以下の盗聴器の開設(設置)は合法である。

解決策

- 個人が盗聴器の使用を容易に行えないような法整備。
- 盗聴器の開設(設置)を免許制にする。

5. 具体的な改正案(前段階)

電波法

(無線局の開設)

第四条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの

二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備(第三十八条の二十三第一項(第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。)のみを使用するもの



電波法第四条第一項の存在により、盗聴器の開設(設置)が合法となっている。

5. 具体的な改正案：総務省令

電波法施行規則 抄

(免許を要しない無線局)

第六条

電波法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度(総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。)が、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であるもの。



電波法施行規則 抄

(免許を要しない無線局)

第六条

電波法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度(総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。)が、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であるもの。ただし、音声又は通信の発信者に了承を受けずに故意に集音した情報を電波で発信する機器を除く。



この改正により、一般的に盗聴器と呼ばれるものを使用する場合、免許を要することになり、容易に盗聴器の設置が出来なくなる。

5. 具体的な改正案：電波法

今回の法律改正は、現行の電波法の目的の範疇にないと考えられる。
したがって、電波法の目的についても改正を行う。

(目的)

第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。



(目的)

第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保及びプライバシーの保護に配慮することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)等を参考

6. 法律改正が与える影響：開設

電波法

(無線局の開設)

第四条

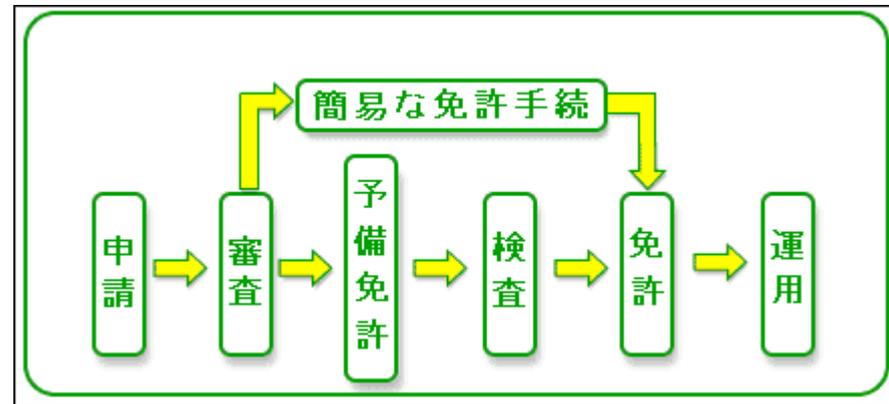
無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。(以下略)



出典：総務省HP

免許の申請には、申請者の名前、住所、電話番号などの個人情報に加え、申請手数料(3,550円)が必要。

審査では「総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること」、検査では無線設備、「備え付けなければならない書類、時計」等をチェックされることになり、容易に免許を受けることは出来ない。



※虚偽申請は可能か？

基本的に、無線局の免許は官公庁や法人・団体にしか付与されない。

また、仮に免許を受けられたとしても、定期検査及び臨時検査の監督システムがあり、不法に使用を続けるとは難しいと考えられる。

6. 法律改正が与える影響：電波利用料

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日(相当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。)について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。



「盗聴器」の設置を免許制にすることで、盗聴器を設置する者は電波利用料を国に納めなければならないようになる。

※盗聴器の電波利用料は？

電波法別表第6で、個別免許の電波利用料が明示されている。

この規定と照らし合わせると、「盗聴器」の電波利用料は3,500～37,800円/年になると考えられる。

6. 法律改正が与える影響：罰則

電波法

第一百条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者
- 二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用した者



盗聴器の開設(設置)を免許制にすることで、盗聴器を電波法で広く取り締まることが出来るようになる。

※罰則(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)は妥当か？

ストーカー行為等の規制等に関する法律

ストーカー行為は親告罪で、罰則は6か月以下の懲役、または50万円以下の罰金である。また、警察は警告書による警告ができ、この警告に従わない場合、都道府県公安委員会が禁止命令を出すことができる。命令に従わない場合には1年以下の懲役または100万円の以下の罰金となる。

電波法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的

- 一 「電波法」の目的に、プライバシーの保護に配慮することを追加するものとする。

理由

現行の電波法の目的である、「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」ことに加え、プライバシーの侵害にあたる電波の利用を防ぐためにも、免許を要しない無線局の設置及び電波を利用する者に対して、音声又は通信の発信者のプライバシーの保護に配慮する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年五月二日法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「確保」の下に「及びプライバシーの保護に配慮することによつて、」を加える。

改正案	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保及びプライバシーの保護に配慮することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>(略)</p>
現行	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。</p>

電波法の一部を改正する法律（昭和二十五年五月二日法律第三百一十一号）
参照条文

○電波法（昭和二十五年五月二日法律第三百一十一号）

（特定の周波数を使用する無線設備の指定）

第二百二条の十三 総務大臣は、第四条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの（以下「特定不法開設局」という。）が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備（免許等を要しない無線局に使用するためのもの及び当該特定不法開設局に使用されるおそれが少ないと認められるものを除く。以下「特定周波数無線設備」という。）が広く販売されているため特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、総務省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができる。

指定無線設備の販売における告知等）

第二百二条の十四 前条第一項の規定により指定された特定周波数無線設備（以下「指定無線設備」という。）の小売を業とする者（以下「指定無線設備小売業者」という。）は、指定無線設備を販売するときは、当該指定無線設備を販売する契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許等を受けなければならない旨を、告げ、又は総務省令で定める方法により示さなければならない。

2 指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を総務省令で定めるところにより記載した書面を購入者に交付しなければならない。

- 一 前項の規定により告げ、又は示さなければならない事項
- 二 無線局の免許等がないのに、指定無線設備を使用して無線局を開設した者は、この法律に定める刑に処せられること。
- 三 指定無線設備を使用する無線局の免許等の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地

電波法施行規則抄の一部を改正する法律

電波法施行規則 抄(昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「以下であるもの。」の下に、「ただし、音声又は通信の発信者に了承を受けずに故意に集音した情報を電波で発信する機器を除く。」を加える。

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（免許を要しない無線局） 第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度（総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。）が、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であるもの。ただし、音声又は通信の発信者に了承を受けずに故意に集音した情報を電波で発信する機器を除く。</p> <p>（略）</p>	<p>（免許を要しない無線局） 第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 一 当該無線局の無線設備から三メートルの距離において、その電界強度（総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。）が、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>（略）</p>